

第3期

宮崎県子ども・子育て支援 事業支援計画（追加分）（案）

令和8年 月

1 第3期宮崎県子ども・子育て支援事業支援計画に新たに追加する事項

(1) 乳児等通園支援事業（以下「こども誰でも通園制度」という。）の従事者の確保や質の向上

- 市町村から認可を受けたこども誰でも通園制度を実施する者の研修を行う体制を整備し、実施する者の確保及び資質の向上を図ります。
- 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）第22条の規定を踏まえ、市町村や関係団体等と連携しながら、こども誰でも通園制度の実施に伴い必要となる保育士等の確保に努めます。
- こども誰でも通園制度に従事する者の必要な数
市町村子ども・子育て支援事業計画を基に積み上げられたこども誰でも通園制度に係る量の見込みについて、国が定める配置基準に対応するために必要となる従事者数を積算したものです。

【県全体での1日あたりの利用者（こども）の見込数、配置基準上1日あたり必要となるこども誰でも通園制度に従事する職員数】

（単位：人）

	R 8	R 9	R 1 0	R 1 1
1日あたりの利用者 （こども）の見込数	2 1 0	2 0 9	2 0 5	2 0 0
配置基準上1日あたり 必要となるこども 誰でも通園制度に従 事する職員数	8 4	8 6	8 5	8 5

(2) 幼児教育・保育施設とこども誰でも通園制度を実施する者との連携・接続

- こども誰でも通園制度は、満3歳以上のこどもを対象としていない（6か月から満3歳未満のこどもが対象）ことを踏まえ、誰一人取り残されない子育て環境の確保を図るため、関係団体とともに地域の幼児教育・保育施設との円滑な連携・接続に取り組む市町村を支援します。

(3) 宮崎県保育士・保育所支援センターが担うべき役割

県内の保育施設等においては、国が定める保育士の配置基準は概ね満たしているものの、休暇が取得しやすい環境の整備や保育の質の向上の観点では人材確保の状況が十分とは言えない上に、今後、こども誰でも通園制度の本格施行等を控え、より一層の保育士不足が見込まれることから、「宮崎県保育士・保育所支援センター（以下「支援センター」という。）」において、市町村やハローワーク、指定保育士養成施設、関係団体等とも連携しながら、下記に掲げる取組により、保育人材の確保を進めます。

- 保育士や保育施設等に対するイメージを改善し、若者や保護者をはじめとする県民の理解を深めるため、保育の仕事や魅力の情報発信を行うとともに、支援センターの取組に関する広報を実施します。
- 保育士資格取得を目指す方の増加に繋げるため、保育補助者等に対する国家試験受験の勧奨を実施します。
- 潜在保育士等の保育施設等への就職を進めるとともに、保育現場で活躍できる環境を整えるため、伴走的な就職支援を実施します。
- 保育士が働きやすい職場環境を確保するため、保育士や保育施設等を対象とした相談支援や職場環境改善等に係る周知・啓発を実施します。